

18 議案第20号関係

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表 (抜粋)

変更案	現行												
<p>別表第一 (第二条関係)</p> <p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、十和田地区食肉処理事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表第一 (第二条関係)</p> <p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五戸地区環境整備事務組合、十和田地区環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、十和田地区食肉処理事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>												
<p>別表第二 (第三条関係)</p> <table border="1" data-bbox="188 1397 794 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1397 507 1451">共同処理する事務</th> <th data-bbox="507 1397 794 1451">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1451 507 1496">略</td> <td data-bbox="507 1451 794 1496">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1496 507 2045">八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td> <td data-bbox="507 1496 794 2045">黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	略	略	八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦	<p>別表第二 (第三条関係)</p> <table border="1" data-bbox="836 1397 1442 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="836 1397 1155 1451">共同処理する事務</th> <th data-bbox="1155 1397 1442 1451">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="836 1451 1155 1496">略</td> <td data-bbox="1155 1451 1442 1496">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1496 1155 2045">八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td> <td data-bbox="1155 1496 1442 2045">黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	略	略	八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦
共同処理する事務	組合市町村等												
略	略												
八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦												
共同処理する事務	組合市町村等												
略	略												
八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第六十九条及び第七十条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員(財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦												

変 更 案		現 行	
	<p>村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合</p> <p>、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、十和田地区食肉処理事務組合、上北地方教育、福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>		<p>村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、西北五環境整備事務組合、十和田地区環境整備事務組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、十和田地区食肉処理事務組合、上北地方教育、福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鱒ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合</p>
略	略	略	略
<p>十 市町村税等の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規</p>	<p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐</p>	<p>十 市町村税等の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規</p>	<p>青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐</p>

変 更 案		現 行	
略	<p>徴収金</p> <p>定する地方団体の</p> <p>並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対して滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>	略	<p>徴収金並びに農業災害補償法(昭和二十二年法律第一百八十五号)第八十七条の二第三項及び第八項の規定に基づき徴収する共済掛金等及び延滞金並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対して滞納処分の実施に関する事務</p> <p>ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への還付に関する事務</p> <p>ハ その他納税の普及徹底等に関する事務</p>
略	<p>町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p>	略	<p>町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村</p>